

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
○行財政マネジメント改革 ・政策評価 — 手法の確立、事後評価を予算へ反映させる仕組み	総務省 財務省	① 政策評価の結果を政策に適切に反映させなければならないこと、及び予算の作成に当たり活用を図るよう努めなければならないこととしている。 (行政機関が行う政策の評価に関する法律) ② 反映の実効性を高めるための仕組み作りを推進している。(政策評価に関する基本方針) ③ 各府省が、予算の要求・要望に当たって、施策等の意図・目的、必要性、有効性等を明らかにすることとした。(平成15年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針) ④ 歳出改革を加速し、歳出全体にわたる徹底した見直しを行う際、政策評価の結果を活用することとした。(平成15年度予算編成の基本方針)	左記①～④を踏まえ、 ○ 各府省は、政策評価の結果を平成15年度概算要求において反映した。 ○ 財務省は、平成15年度予算編成過程において政策評価の結果を活用した。	・施策等についての有効性・効率性の検証の推進 ・可能な限りの定量的分析等、政策評価の精度の向上 ・各府省における政策評価担当部局と予算要求担当部局の連携、総合的な政策評価と予算要求における各施策の評価の関係の明確化等、政策評価の客観性の向上	政策評価結果の概算要求における反映及び予算編成過程における活用の現状と問題点を把握・分析し、その結果をも踏まえ、総務省と財務省の連携の下、今後の対応について検討。可能なものから平成16年度の概算要求及び予算の作成に反映する。
○ 総人件費の抑制 ・アウトソーシング、IT化による地方における行政の効率化の定員管理への反映	総務省	(共同アウトソーシング) 平成15年度予算要求において、28.0億円を計上。 これを受け、全国45団体が検討。	全国の都道府県において、市町村との間に共同化に関する協議が開始されるとともに、恒久的な協議会等の枠組みを設定した都道府県が34ある。 将来的な効果として、 ・運用コストの約7割削減(50市町村、人口150万人の場合を想定) ・データセンターの運営等を行う地元IT企業を中心に、通信サービスの提供、ネットワークの保守・運用、メンテナンス、物流サービス等、さらには職員の教育・訓練等について地元で相当の需要効果の創出が期待される。	・業務用アプリケーションの運用・保守等を行うIDC(インターネット・データ・センター)の確保。 ・汎用性、拡張性及び安定性を有するアプリケーションの開発。 ・住民のニーズの高いアプリケーションソフトの適切な開発。 ・アウトソーシングに際して、受託事業者における情報セキュリティ、個人情報保護の確保。 ・行政評価・費用対効果の検証	②③ ・平成15年度中に7程度の都道府県、平成16年度までにすべての地方公共団体における運用開始を予定。 ・地方公共団体に方針を明示し、必要な研修等を予定。 ・各都道府県間において適切な役割分担により早期整備を図る。また、各団体が開発したアプリケーションプログラムを提示し、互いに共用する仕組みの開発を行う。 ・委託先とのSLA(サービス・レベル・アグリーメント)に関する検討を行う。

<p>・地方における公務員給与のあり方</p>	<p>人事院 総務省</p>	<p>今年度の地方公務員の給与改定に当たり、①官民較差率を正確に算定すること、②国家公務員と対比した給与水準を正確に反映することを各人事委員会に対し要請した。(平成14年9月27日付け総務事務次官通知) 今後とも、人事院の研究会(「地域に勤務する公務員の給与に関する研究会」)における議論も参考にしつつ、各地域の官民較差を適切に反映するよう要請していく。</p>	<p>平成14年度給与改定では、ほとんどの地方公共団体で国に準じた給料表の引下げ改定(2%程度の引下げ)を実施。</p>	<p>平成15年度以降の地方公務員の給与改定に当たっても、官民較差率を正確に算定すること、国家公務員と対比した給与水準を正確に反映すること。</p>	<p>②平成15年末 引き続き、各地域の官民較差を適切に反映するよう要請。</p>
-------------------------	--------------------	---	--	--	---

ホ. その他の制度改革

<p>○行財政マネジメント改革 ・政策評価 — 手法の確立、事後評価を予算へ反映させる仕組み</p>	<p>総務省 財務省</p>	<p>① 政策評価の結果を政策に適切に反映させなければならないこと、及び予算の作成に当たり活用を図るよう努めなければならないこととしている。(行政機関が行う政策の評価に関する法律) ② 反映の実効性を高めるための仕組み作りを推進している。(政策評価に関する基本方針) ③ 各府省が、予算の要求・要望に当たって、施策等の意図・目的、必要性、有効性等を明らかにすることとした。(平成15年度予算の概算要求に当たっての基本方針) ④ 歳出改革を加速し、歳出全体にわたる徹底した見直しを行う際、政策評価の結果を活用することとした。(平成15年度予算編成の基本方針)</p>	<p>左記①～④を踏まえ、 ○ 各府省は、政策評価の結果を平成15年度概算要求において反映した。 ○ 財務省は、平成15年度予算編成過程において政策評価の結果を活用した。</p>	<p>・施策等についての有効性・効率性の検証の推進 ・可能な限りの定量的分析等、政策評価の精度の向上 ・各府省における政策評価担当部局と予算要求担当部局の連携、総合的な政策評価と予算要求における各施策の評価の関係の明確化等、政策評価の客観性の向上</p>	<p>政策評価結果の概算要求における反映及び予算編成過程における活用の現状と問題点を把握・分析し、その結果をも踏まえ、総務省と財務省の連携の下、今後の対応について検討。可能なものから平成16年度の概算要求及び予算の作成に反映する。</p>
--	--------------------	--	---	---	---

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>イ. 税制改革</b>					
<p>(5)負担に対する国民の理解のためのIT化に対応した申告・徴収を進める。サラリーマンの申告納税の拡大・納税者ID制度等の検討によって、より信頼できる徴税と納税の環境を整える。消費者の理解を得るために、消費税の免税点制度等の見直しを検討する。</p>	<p>財務省・総務省</p>	<p>・電子申告や電子納税について、2003年度の運用開始に向けた取組みを推進中。</p> <p>・平成15年度税制改正において、消費税の免税点制度等の改革を実施することとしている。</p>		<p>・電子申告や電子納税について、セキュリティの確保等に留意しつつ、円滑な導入を図る。</p> <p>・納税者番号制度については、制度の意義やその具体的な活用の仕方、導入に伴うコストと効果、プライバシー保護の問題などについて、今後政府税制調査会において、専門的・実務的観点もあわせ十分な検討を行う。</p>	<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。</p> <p>②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。</p>

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
<p>・公的サービスへの民間参入に資することから、行政組織等の減量、効率化等を一層推進する。</p>	<p>各府省及び総務省</p>	<p>(国) 15年度の機構・定員審査過程で幅広く各府省の組織・業務の見直しを実施し、14年12月22日に結果をとりまとめ、公表。25日に経済財政諮問会議へ報告</p> <p>(地方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方行革及び行政評価の取組状況についてホームページにより外部委託を含めて情報提供を実施。</li> <li>・都道府県、政令指定都市における外部委託に係る状況調査を実施し、整理中。</li> <li>・市区町村における外部委託に係る状況調査を実施予定。</li> <li>・民間事業者による「公の施設」の管理や、コンビニエンスストア等の私人による地方税の収納事務の容認に向けた規定整備について、具体的立案作業に着手。</li> </ul>	<p>(国) 15年度の機構・定員審査と併せた取組みにより、過去最大級の純減1,879人(非現業国家公務員)を達成</p>		<p>(国) 毎年度の機構・定員の審査過程において、減量・効率化に取り組む</p> <p>(地方)</p> <p>①、②、③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託の実施状況も含め地方行革関係に係る情報提供を随時実施し、自主的な外部委託の取組を促進。</li> <li>① 地方公共団体の外部委託を阻害する要因分析を行うとともに、優良事例の周知等を実施する予定。</li> <li>① 地方自治法改正案を国会に提出。</li> </ul>

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
「官」から「民」の観点に立ち、規制改革(構造改革特区を含む)や民営化、民間委託、PFIについて論じていただきたい。	法務省	民営化、民間委託、PFIのうち、PFIについては、平成14年度において、法務省施設におけるPFI導入の可能性に係る調査を実施した。	条件によっては、PFI導入が可能であるとの成果が得られた。 PFI事業が成立した後は、従来、国が行ってきた事業を民間にゆだねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらすこととなる。	選定事業のリスク分担(金利変動リスク、事業者の倒産リスク等)をどのようにするかが課題となる。	今後、PFIの実施に向けた検討を行うために、検討会を設置し、実施方針の策定等について、民間アドバイザーの持つ専門的知識やノウハウを活用しながら、具体的な作業を進めていく予定である。

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>ホ. その他の制度改革</b>					
<p>(4) 産業発掘戦略 (技術革新が拓く21世紀の新たな需要) 総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続の電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>	外務省	<p>(在留届オンライン化) 1. 平成15年3月末 運用開始</p>			<p>1. 運用開始後、在留邦人がより使い勝手がよいシステムに修正していく。</p>
		<p>(証明申請関連オンライン化) 在外公館において取り扱う証明のうち、現時点で申請の電子化が可能と思われる6件について、システム化を検討</p>			<p>① システム検討 ② 平成15年度中に外務省汎用受付等システムでの運用開始をするべくシステム開発する。 ③ 運用開始後、在留邦人がより使いやすいシステムに修正していく。</p>

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>ロ. 歳出改革</b>					
<p>民間委託（アウトソーシング）やPFI等の活用 従来公的部門が直接行ってきた事務事業で民間委託やPFI等を積極的に活用する。各府省は一定範囲の事務事業について、民間委託やPFI等の活用の適否を検討し結果を公表する。こうした方式を、当面試験的に導入する。 （骨太の方針2002）</p>	<p>外務省</p>	<p>PFIによる在エジプト日本国大使館新事務所整備・維持管理計画を検討中</p>	<p>実施方針を策定中</p>	<p>在外公館施設をPFIにて実施するための諸条件を検討し、実行性のあるものとする。</p>	<p>・来年度に実施方針の公表を予定 ・平成16年度の事業契約締結を目指す</p>
<b>ホ. その他の制度改革</b>					
<p>ODA改革、ODA大綱の見直し</p>	<p>外務省</p>	<p>透明性確保・効率性向上・国民参加を柱とするODA改革を、「ODA改革・15の具体策」（平成14年7月発表）及び外務省改革「行動計画」（平成14年8月発表）に従って着実に進めている。また、平成14年12月10日には、「ODA改革：三項目の実施について」を発表し、ODA大綱を来年中頃を目途に見直すこととした。</p>	<p>ODAの透明性確保・効率的向上を目指して、関係府省間の連携強化、監査・評価の拡充等の取り組みを始めている。また、NGOとの連携強化等を通じて、国民参加型ODAに努めている。</p>		<p>今後とも、透明性確保・効率性向上・国民参加の観点からODA改革を引き続き推進する。ODA大綱については、ODA改革の集大成として、策定後10年間に生じた国内・国際状況を踏まえ、平成15年中頃を目途に見直す。</p>

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>イ. 税制改革</b>					
<p>税制改革 ○今後の経済社会の構造変化等に対応した望ましい税制の構築に向けて、政府税制調査会において、今後とも引き続き、所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保等、幅広い観点から検討を行う。とりわけ貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制の構築に取り組む。</p>	<p>財務省・総務省・税制調査会</p>		<p>・税制改革については、昨年6月に政府税制調査会において「あるべき税制の構築に向けた基本方針」が取りまとめられるとともに、税制改革の基本方針を含む「基本方針2002」が閣議決定された。これらも踏まえ、平成15年度税制改正で広範にわたる改正を行うこととしている。</p>		<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。 ②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。</p>
<b>ロ. 歳出改革</b>					
<p>PFI方式を活用した公務員宿舍整備</p>	<p>財務省</p>	<p>・都内3箇所の公務員宿舍の建替えをPFI方式により実施することとし、平成14年12月に選定事業者と事業契約を締結した。</p>	<p>平成14年度において実施した公務員宿舍赤羽住宅（仮称）整備事業並びに公務員宿舍駒沢住宅（仮称）及び池尻住宅（仮称）整備事業においては、落札者選定の結果、それぞれ17.49%、27.11%のVFM (Value For Money) が算出された。</p>	<p>今後も公務員宿舍の建替えをPFI方式により実施する。</p>	<p>平成15年度に予定されている、東京都、大阪府、愛知県に所在する4住宅の建替えをPFI方式により実施すべく、所要の準備を行う。 ①実施方針公表 ②選定事業者との事業契約締結 ③事業の実施</p>



D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>二. 金融システム改革</b>					
(3) 経営力戦略 公的金融を見直す。	内閣官房、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、内閣府、総務省	平成14年12月13日に経済財政諮問会議において、「政策金融改革について」がとりまとめられ、同月17日に「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を閣議決定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策金融改革について」(平成14年12月13日経済財政諮問会議とりまとめ)</li> <li>・「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」(平成14年12月17日閣議決定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整理合理化計画の着実な実行等</li> </ul>	経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進める。

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>ロ. 歳出改革</b>					
<p>○行財政マネジメント改革</p> <p>・政策評価一手法の確立、事後評価を予算へ反映させる仕組み</p>	<p>総務省 財務省</p>	<p>① 政策評価の結果を政策に適切に反映させなければならないこと、及び予算の作成に当たり活用を図るよう努めなければならないこととしている。(行政機関が行う政策の評価に関する法律)</p> <p>② 反映の実効性を高めるための仕組み作りを推進している。(政策評価に関する基本方針)</p> <p>③ 各府省が、予算の要求・要望に当たって、施策等の意図・目的、必要性、有効性等を明らかにすることとした。(平成15年度予算の概算要求に当たっての基本方針)</p> <p>④ 歳出改革を加速し、歳出全体にわたる徹底した見直しを行う際、政策評価の結果を活用することとした。(平成15年度予算編成の基本方針)</p>	<p>左記①～④を踏まえ、</p> <p>○ 各府省は、政策評価の結果を平成15年度概算要求において反映した。</p> <p>○ 財務省は、平成15年度予算編成過程において政策評価の結果を活用した。</p>	<p>・施策等についての有効性・効率性の検証の推進</p> <p>・可能な限りの定量的分析等、政策評価の精度の向上</p> <p>・各府省における政策評価担当部局と予算要求担当部局の連携、総合的な政策評価と予算要求における各施策の評価の関係の明確化等、政策評価の客観性の向上</p>	<p>政策評価結果の概算要求における反映及び予算編成過程における活用の現状と問題点を把握・分析し、その結果をも踏まえ、総務省と財務省の連携の下、今後の対応について検討。可能なものから平成16年度の概算要求及び予算の作成に反映する。</p>
<p>・歳出削減を行いつつ、改革の成果を他の政策分野に柔軟に再配分</p>		<p>平成15年度予算において、削減すべきものは削減した上で、真に重要な施策には、編成過程を通じて大胆に重点配分。</p>	<p>①歳出削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算執行調査の結果等を活用した、徹底した単価の見直し</li> <li>・公共事業関係の国庫補助負担金の削減</li> <li>・雇用保険制度の抜本的見直しによる制度の安定的運営の確保</li> </ul> <p>②重点配分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術振興費について、総合科学技術会議による優先順位付け(SABC)を踏まえた大胆な再配分</li> <li>・公共投資について、大都市圏拠点空港や三大都市圏環状道路等への重点配分</li> </ul>	<p>平成十六年度の財政運営目標については、「改革と展望」において示された中長期的な財政運営のあり方を踏まえながら、今後検討。</p>	<p>同左</p>

ホ. その他の制度改革

<p>○行財政マネジメント改革 ・政策評価一手法の確立、事後評価を予算へ反映させる仕組み</p>	<p>総務省 財務省</p>	<p>① 政策評価の結果を政策に適切に反映させなければならないこと、及び予算の作成に当たり活用を図るよう努めなければならないこととしている。(行政機関が行う政策の評価に関する法律) ② 反映の実効性を高めるための仕組み作りを推進している。(政策評価に関する基本方針) ③ 各府省が、予算の要求・要望に当たって、施策等の意図・目的、必要性、有効性等を明らかにすることとした。(平成15年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針) ④ 歳出改革を加速し、歳出全体にわたる徹底した見直しを行う際、政策評価の結果を活用することとした。(平成15年度予算編成の基本方針)</p>	<p>左記①～④を踏まえ、 ○ 各府省は、政策評価の結果を平成15年度概算要求において反映した。 ○ 財務省は、平成15年度予算編成過程において政策評価の結果を活用した。</p>	<p>・施策等についての有効性・効率性の検証の推進 ・可能な限りの定量的分析等、政策評価の精度の向上 ・各府省における政策評価担当部局と予算要求担当部局の連携、総合的な政策評価と予算要求における各施策の評価の関係の明確化等、政策評価の客観性の向上</p>	<p>政策評価結果の概算要求における反映及び予算編成過程における活用の現状と問題点を把握・分析し、その結果をも踏まえ、総務省と財務省の連携の下、今後の対応について検討。可能なものから平成16年度の概算要求及び予算の作成に反映する。</p>
--	--------------------	--	---	---	---

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>イ. 税制改革</b>					
<p>(5)負担に対する国民の理解のためのIT化に対応した申告・徴収を進める。サラリーマンの申告納税の拡大・納税者ID制度等の検討によって、より信頼できる徴税と納税の環境を整える。消費者の理解を得るために、消費税の免税点制度等の見直しを検討する。</p>	<p>財務省・総務省</p>	<p>・電子申告や電子納税について、2003年度の運用開始に向けた取組みを推進中。</p> <p>・平成15年度税制改正において、消費税の免税点制度等の改革を実施することとしている。</p>		<p>・電子申告や電子納税について、セキュリティの確保等に留意しつつ、円滑な導入を図る。</p> <p>・納税者番号制度については、制度の意義やその具体的な活用の仕方、導入に伴うコストと効果、プライバシー保護の問題などについて、今後政府税制調査会において、専門的・実務的観点もあわせ十分な検討を行う。</p>	<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。</p> <p>②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。</p>

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>イ. 税制改革</b>					
<p>○産学官連携の推進に関する制度改革・規制緩和等を含む具体的方策を取りまとめる。また、国立大学等の法人化に際し、改革の方向性を打ち出すとともに、私立大学での研究開発の促進のため、私立大学への民間資金の導入を促進する観点から、民間からの委託研究費に対する減税措置等について検討する。さらに、全国の大学等と企業トップが一同に会する産学官連携サミットを開催する。</p>	<p>総合科学技術会議、関係府省</p>	<p>・平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。          ・平成14年4月1日より、私立大学等が他の者の委託に基づいて行う研究に係る一定の事業が法人税の課税対象から除外された。また、平成15年度税制改正要望において、学校法人に対する「みなし譲渡所得」課税の非課税化の承認手続が大幅に簡素化されたとされた。</p>			
<b>ハ. 規制改革</b>					
<p>○産学官連携の推進に関する制度改革・規制緩和等を含む具体的方策を取りまとめる。また、国立大学等の法人化に際し、改革の方向性を打ち出すとともに、私立大学での研究開発の促進のため、私立大学への民間資金の導入を促進する観点から、民間からの委託研究費に対する減税措置等について検討する。さらに、全国の大学等と企業トップが一同に会する産学官連携サミットを開催する。</p>	<p>総合科学技術会議、関係府省</p>	<p>・平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。          ・平成14年4月1日より、私立大学等が他の者の委託に基づいて行う研究に係る一定の事業が法人税の課税対象から除外された。また、平成15年度税制改正要望において、学校法人に対する「みなし譲渡所得」課税の非課税化の承認手続が大幅に簡素化されたとされた。</p>			

<p>○大学の自主性を高めるため、学科新設・改廃等の認可制見直しを含む大学設置認可の望ましいあり方について、中央教育審議会で結論を得る。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。これを受けて、学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った(平成15年4月1日施行)。</p>	<p>学校教育法等の改正により、各大学等の自主性が高まり、弾力的な取組を行えるようになった。</p>		
<p><b>ホ. その他の制度改革</b></p>					
<p>○国立大学を早期に法人化し、競争的な環境の下で民営化を含め民間的な経営手法を導入すべく、具体的な制度設計について、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」の中間報告を9月中に行う。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。</p>			
<p>○国立大学を早期に法人化するため、非公務員型の選択や経営責任の明確化、民間的経営手法の導入など平成13年度中に国立大学改革の方向性を定める。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。</p>			
<p>○大学教員の評価、結果公表、評価結果に応じた処遇</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。</p>			

<p>○大学教員の任期制の推進 (能力、実績に応じた給与等の処遇)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。これによって、国立大学法人化後の教員の身分は非公務員型となり、各大学において任期付教員に対する給与等の優遇措置を講じることが可能となる。</p>			
<p>○国立大学の法人化にともなう、外部からの専門家参加、情報公開等による透明性の確保や、事務部門のアウトソーシング等運営の自由度の向上の確保の検討、結論</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。</p>			
<p>○大学評価・学位授与機構による評価を平成15年度から本格実施する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>大学の第三者評価(認証評価)制度の導入(平成16年度から施行)や、今国会に大学評価・学位授与機構の独法化法案を提出し、新たに国立大学法人の教育研究に係る評価業務も付加するなど、状況が変化しているため、平成15年度からの本格実施は見送ることとする。</p>			<p>国立大学法人評価など今後の評価の在り方について検討。</p>
<p>○国際競争力ある大学育成のため、任期付教員の処遇改善に関して、早ければ平成14年通常国会に「大学の教員等の任期に関する法律」の一部改正法案を提出する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。これによって、国立大学法人化後の教員の身分は非公務員型となり、各大学において任期付教員に対する給与等の優遇措置を講じることが可能となる。</p>			